

健康保険扶養現況届

※義務教育までの実子（同居）を申請する場合は不要

★提出いただいても、被扶養者として認定できない場合もありますのでご了承ください。

①	認定対象者	氏名	生年月日	昭・平・令 年 月 日	続柄	同居 別居
②	申請理由 ※ 複数ある場合は全てご記入ください	1. 被保険者の就職による申請 2. 結婚（婚姻日： 年 月 日） 3. 退職（退職日： 年 月 日） 4. 雇用保険（失業給付）受給終了 5. 事業を廃業したため 6. 雇用形態変更等による収入減少又は健康保険資格喪失 7. その他（理由を具体的に： ）				
③	認定対象者が実父母の場合	申請者に兄弟姉妹はいますか	無・有（ ）例：兄1人、弟1人			
	認定対象者が義父母の場合	申請者の配偶者に兄弟姉妹はいますか	無・有（ ）			
④	認定対象者が「配偶者」以外の場合	認定対象者に配偶者はいますか	いる・いない（未婚・離婚・死別・その他： ）			
		配偶者が【いる】を選んだ場合 なぜ配偶者が扶養できないか収入等詳しく記入				
⑤	認定対象者の健康保険加入状況	1. 国民健康保険 2. 健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ） 3. 各種共済組合 4. 任意継続 5. その他（ ）				
		1. 本人として加入していた 2. 被扶養者として加入していた				
⑥	就労状況	1. 過去から現在まで働いていない ⇒ 【⑧保険給付について】に進んでください 2. 働いている ⇒ 【⑧保険給付について】に進んでください 3. 働いていた ⇒（退職日：平・令 年 月 日）				
⑦	【3.働いていた】を選択した方 雇用保険について（失業給付）	1. 雇用保険に加入していない（未加入だった） 2. 雇用保険に加入していたが受給しない…理由：就労意思がない・雇用保険加入期間不足 その他（ ） 3. 受給する予定又は受給中 4. 受給期間を延長する予定又は延長中（理由： ） 5. 受給終了した				
⑧	保険給付について	健康保険の傷病手当金・出産手当金を受けている（又は受ける予定）			無・有（傷病・出産）	
		育児休業給付金を受けている（又は受ける予定）			無・有	
		労災保険の休業補償給付を受けている（又は受ける予定）			無・有	
⑨	今後の収入について ※ 該当するすべてにご記入ください	給与等（パート・アルバイト・学生アルバイト含む）			無・有（月額	円）
		自営業・農業等の収入			無・有（年額	円）
		不動産（家賃等）の収入			無・有（年額	円）
		高齢基礎・厚生年金・障害年金・遺族年金・企業年金・個人年金・その他の年金（ ）			無・有（年額	円）
		その他の収入（ ）			無・有（年額	円）

以下、認定対象者が【別居】の場合のみ記入してください。

⑩	認定対象者と同居している方について(16歳以上の方のみ)						
	続柄(申請者に対し)	氏名	年齢	職業及び学年	扶養できない理由		
申請者からの送金額		無・有（月額 円）		申請者以外からの送金額		無・有（月額 円）	

上記のとおり事実と相違ありません。

年 月 日

会社名（ ）

記号番号（ - ）

被保険者氏名

≪ 必要な提出書類 ≫

- ・ 状況により他の書類を求める場合があります。
- ・ 市区町村発行の書類は、交付日から3か月以内のものを提出してください。

● 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者と認定対象者の続柄がわかる戸籍謄本等(尊属を入れる場合は、改製原戸籍謄本) ・ 世帯全員の住民票の写し(マイナンバー記載ないもの) <p>(義父母の場合、申請者の配偶者との関係が確認できる戸籍謄本等も提出)</p>
● 別居の場合	送金者・受取人・送金日・送金額が確認できる『金融機関の送金控え(写)』等、3か月分
● 外国籍の場合	在留カードの両面(写)
● 他に扶養できる可能性のある方がいる場合	無扶養証明書、収入が確認できる書類(直近3か月分の給与明細(写)等)
● 義務教育修了後の学生	在学証明書
● 収入に関する書類 (該当するすべての書類を提出) 義務教育修了後の学生も提出	
無職	『所得証明書』又は『課税(非課税)証明書』 (収入内容・金額の記載があるも
パート・アルバイト等(給与収入)	収入見込証明書(今後1年間のもの)、直近3か月分の給与明細(写) 【雇用形態変更等による収入減少の場合：雇用契約書(写) 健康保険に加入していた場合：健康保険資格喪失証明書も提出】
自営業・農業・不動産等	直近の確定申告書一式(写)
年金受給	直近の年金振込通知書(写)、又は年金額改定通知書(写) (受給開始の場合は、年金決定通知書)
退職の場合	離職票・退職証明書等で退職日が確認できるもの(写)
廃業の場合	廃業届(写) (税務署の受領印を捺印されたもの)
雇用保険に加入していない(未加入だった)	雇用保険に未加入であったことが確認できる書類 (次のいずれか) ・ 源泉徴収票(写) (離職日と社会保険料支払いなしの記載があるもの) ・ 直近3か月分の給与明細(写) ・ 雇用契約書(写) ・ 退職辞令(写) (国・都道府県・それに準ずる事業所を退職した方のみ)
雇用保険加入していたが受給しない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票の交付を受けない⇒雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写) (離職票交付希望欄が“2・無”となっているもの) 上記がない場合は“離職票発行無し”ということが確認できる会社の証明書 ・ 離職票の交付を受けた(受ける予定)⇒ハローワークで“受給権放棄”受給資格なし”等の証明を受けた離職票(写) ↑ “法第〇条第△項不該当”等の印を押してもらう <p>上記がまだ交付されていない場合は、入手次第、速やかに提出※</p>
雇用保険失業給付受給予定又は受給中	雇用保険受給資格者証の両面(写) 支給日額が、60歳未満の方は3,612円未満(60歳以上の方は5,000円未満)であること 上記がまだ交付されていない場合は、入手次第、速やかに提出※
雇用保険失業給付受給期間の延長中(又は延長予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票(写) ・ 延長通知書(写)等、延長していることがわかるもの <p>上記がまだ交付されていない場合は、入手次第、速やかに提出※</p>
雇用保険失業給付受給終了の場合	雇用保険受給資格者証に「支給終了」の印字があるもの両面(写)
傷病手当・出産手当金、労災給付・育児休業給付金等を受給	支給日額が60歳未満の方は3,612円未満 (60歳以上の方・障害年金受給者は5,000円未満) であることが確認できるもの(写)
傷病手当・出産手当金、労災給付・育児休業給付金等の受給終	支給終了が確認できる書類(写)

※ 申請時には不要です。認定後に提出依頼します。